

# 山口県報

平成28年  
3月31日  
(木曜日)

## 目次

- 教委規則  
山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則……………三
- 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 教委訓令  
山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令……………三
- 山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………四
- 山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………四
- 山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令……………四



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第二号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部

を次のように改正する。

第十一条の表教職員課の項中、「人事企画班」を「人事企画班 人事班」に改め、同表義務教育課の項中「指導班」を「指導班 やまぐち型地域連携教育推進班」に改め、同表高校教育課の項中「管理班 人事班」を「管理班」に改め、同表世界スカウトジャンボリー開催支援室の項を削る。

第十二条の表教育政策課の項第七号中「職階制」を「退職管理」に改め、同項第八号中「研修及び勤務評定」を「人事評価及び研修」に改め、同表教職員課の項第二号中「職階制」を削り、同項中第八号を第十一号とし、第四号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

四 山口県高等学校、山口県立中学校、山口県立中等教育学校及び山口県立特別支援学校（以下この表において「山口県立学校」という。）の学校職員並びに市町立の高等学校（定時制の課程を置くものに限る。）の教育職員の任免、人事評価及び退職管理に關すること。

五 山口県立高等学校、山口県立中学校及び山口県立中等教育学校（以下この表において「山口県立高等学校等」という。）の組織編成及び教育職員の定数の配分に関すること。

六 山口県立学校の学校職員の研修に關すること。

第十二条の表義務教育課の項第一号中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同項に次の一号を加える。

九 やまぐち型地域連携教育の推進に關すること。

第十二条の表高校教育課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、同表世界スカウトジャンボリー開催支援室の項を削る。

第四十七条第一項中「及び副館長」を「副館長及び学芸専門監」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県公立学校教員の採用に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第三号

山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則

山口県公立学校教員の採用に関する規則（平成三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

第二条第一項に次の一号を加える。

八 栄養教諭

第三条第二項中「に限り志願することができる」を「を志願しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める要件に該当する場合は、この限りでない。

第四条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、別に定める要件に該当する場合は、この限りでない。

第四条第二号中「地方公務員法」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九号各号及び地方公務員法」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 組織上の職の表学校以外の教育機関に関する部分中「次長」の下に「、学芸専門監」を加える。

別表第二の一 組織上の職の表学校以外の教育機関の項中

次長	所長をたすけ、上司の命を受けて所の事務を整理する。
----	---------------------------

を

次長	所長をたすけ、上司の命を受けて所の事務を整理する。
学芸専門監	上司の命を受けて博物館の事務に係る特定の事務を処理する。

に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号、第三号及び第五号から第七号までの規定中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第四条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、「標準的な」を削り、「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改める。

第四条の二の見出しを「（等級別資格基準表）」に改め、同条中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第六条第一項及び第三項中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第六条の二第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第六条の三第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第七条第三項中「二号給」を「一号給」に改め、同条第四項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第九条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

「等級」に「標準的な職務」を

「職」を「改める。」

別表第三中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に

「職務の級」を「職務の等級」に改め、同表の備考中「職務の級

欄」を「職務の等級欄」に、「当該職務の級」を「当該職務の等級」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第六号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第七号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項中

福祉科	3	—
地域創生科	3	40

を

「地域創生科」3「40」に改め、「全日制課程福祉科は、平成26年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立萩高等学校の項中「※中分校は、平成28年度から生徒募集を行う。」を削り、別表の4の表山口県立周南総合支援学校の項中「20」を「17」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「38」を「35」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「38」を「33」に改め、同表山口県立山口市南総合支援学校の項中「27」を「51」に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中「28」を「33」に改め、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「57」を「65」に改め、同表山口県立下関南総合支援学校の項中「35」を「30」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中「39」を「38」に改め、同表山口県立豊浦総合支援学校の項中「30」を「27」に改め、同表山口県立秋総合支援学校の項中「22」を「19」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 山口県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項第三号中「又は決定」を削る。

別表第二世界スカウトジャンボリー開催支援室の項を削る。

別表第五永年に属する文書の項及び十年に属する文書の項中、「異議申立て」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般

学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和三十六年山口県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（営利企業への従事等に係る許可の申請手続）」に改め、同条中「営利企業等に従事しよう」とを「営利企業への従事等をしよ」とに、「従事しようとする」を「当該営利企業への従事等に係る」に、「従事すること」を「当該営利企業への従事等」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第3号

県 立 学 校 一 般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「（営利企業への従事等）」に改め、同条中「営利企業等の事業又は事務に従事しよう」とを「営利企業への従事等をしよ」とに改める。

別記第十三号様式中  
「無業を無業とする」を「無業を無業とする」に改める。

「無業を無業とする」を「無業を無業とする」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般

各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「特別支援教育推進室、社会教育・文化財課にあっては世界スカウトジャンボリー開催支援室」を「特別支援教育推進室」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。